

「仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画」 改定の概要

「新型インフルエンザ等対策行動計画」とは

市町村による行動計画の策定義務

新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

第8条 市町村長は、**都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。**

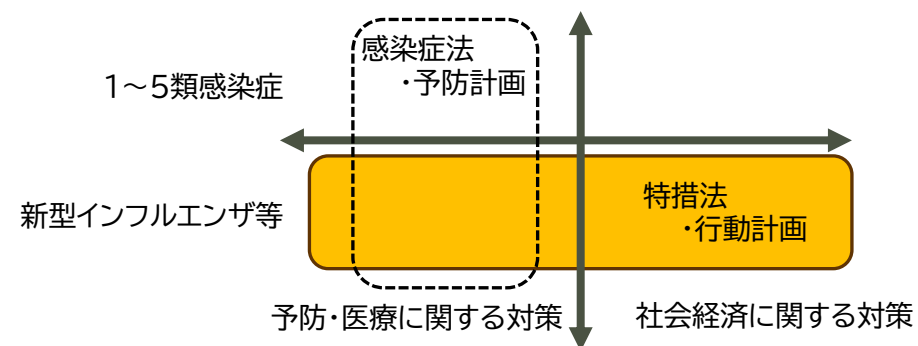
市行動計画の経緯・位置づけ

- 本市においては、特措法施行に伴い、平成26年11月に新型インフルエンザ等対策行動計画(市行動計画)を策定。
- 感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを主な目的として、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な計画として位置づけ。

参考:「感染症法・予防計画」との関係

感染症法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を規定

特措法 迅速な初動対応のための体制や、社会経済全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定



今回の改定経緯



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による世界的なパンデミックが発生
生命及び健康への被害とともに、国民生活・社会経済活動に大きな影響



新型コロナ対応の経験等を踏まえて

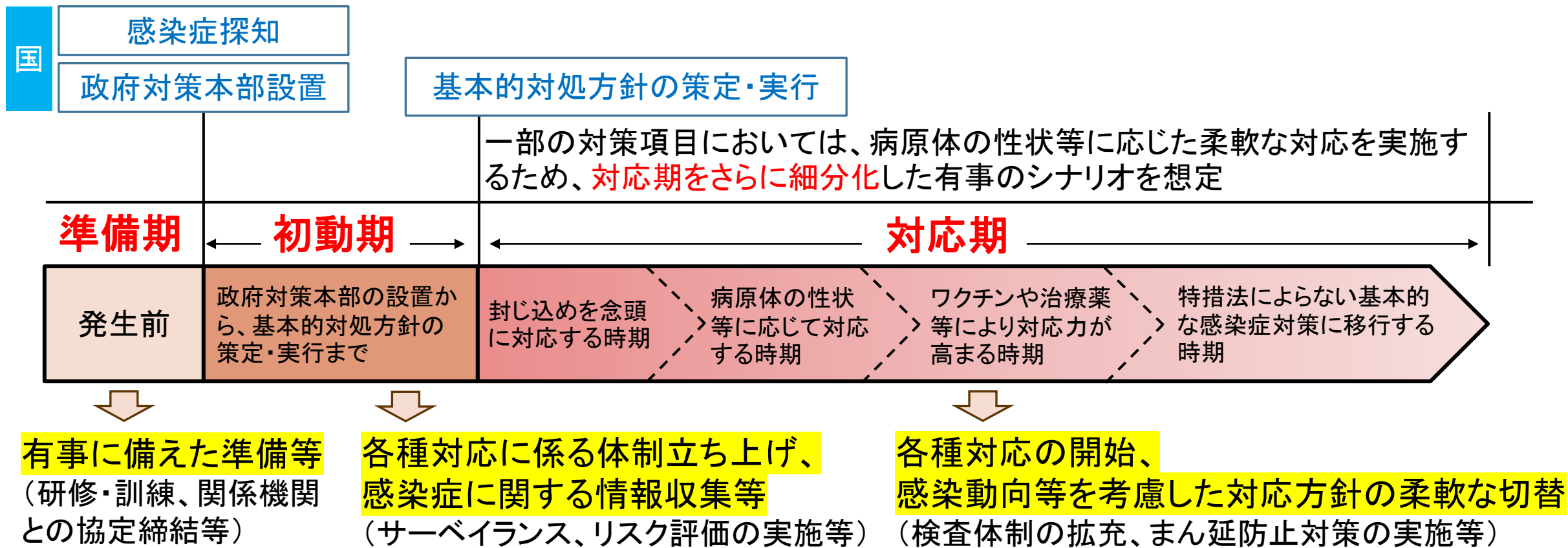
令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（政府行動計画）が改定
これを受けて、令和7年3月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（県行動計画）が改定

政府行動計画・県行動計画の改定 及び
本市における新型コロナウイルス感染症対応の経験 を踏まえて、**市行動計画を改定する**

改定のポイント

| 記載項目 | 改定前 | 改定後 |
|-----------------|--|--|
| 策定/改定 | 平成26年11月策定 | 令和8年2月改正（約11年ぶり、初の抜本改定） |
| 対象疾患 | メインは 新型インフルエンザ | 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症だけでなく、そのほかの呼吸器感染症も念頭に記載を充実 |
| 発生段階 /対策段階 | 6段階の発生段階 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内未発生期 ④県内発生早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期 | 対策段階として「準備期」、「初動期」、「対応期」の3期を設定 |
| 平時の備え | 未発生期に記載 | 平時の備えの重要性を再認識したことから、特に準備期の取組を充実 |
| 対策項目 | 6項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活・市民経済の安定の確保 | 新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ13項目に拡充 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスコミ ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保（※新規項目） |
| 横断的な視点 | — | 各対策項目に共通する横断的な視点として、3つの視点を設定 ①人材育成 ②国及び県との連携 ③DXの推進 |
| 複数の感染拡大 への対応 | 比較的短期の収束が前提 | 複数の感染拡大への対応、対策の機動的切替え |
| 実効性の確保 | — | おおむね6年ごとに実施される予定の政府・県行動計画改定にあわせて、市行動計画も改定 |

改定のポイント(有事シナリオの考え方)



この3つの時期ごとの大きな流れに基づき、13に分類した対策項目について、

- 準備期では、有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるための準備
 - 初動期及び対応期では、それぞれの時期に必要な対策
- を計画で定める。

本市における新型コロナ対応の反映

令和6年3月にとりまとめた
検証報告書において、
対応を記録するとともに、
検証を実施



本市の新型コロナ対応を踏まえ、**以下のとおり計画に反映**

全庁一丸となった感染症有事対応

- 対策本部の迅速な立ち上げ(「市感染症危機対策本部」の新設)
- 全庁を挙げた職員応援体制の明記 等

保健所業務の効率化のための対応

- 保健所業務に係る DXの推進
- 外部委託、人材派遣会社の活用等による保健所業務のアウトソーシング化
- 民間検査機関等との検査措置協定※1の締結 等

県や関係機関等との連携強化を図るための対応

- 県や関係機関等との協議、情報交換の場(宮城県感染症連携協議会※2等)への参画
- 県と連携した宮城県医療調整本部※3の設置
- 仙台市感染制御地域支援チーム※4の活用 等

※ 1 民間検査機関等との検査措置協定

感染症法第36条の6に基づき、感染症発生・まん延時に検査を提供する体制を確保するため、病原体等の検査を行っている機関と、県を含めた三者協定の形で、感染症対応に係る協定を締結するもの。

※ 2 宮城県感染症連携協議会

感染症法第10条の2に基づき、感染症の発生予防・まん延防止のための施策実施にかかる連携協力体制の整備を図ることを目的として、県が設置する組織。令和5年10月より設置。
構成員は、県、仙台市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関。

※ 3 宮城県医療調整本部

管内（コロナ禍においては仙台医療圏）の医療機関への入院等を調整する機能を有する機関。コロナ禍においては、県・市保健所の合同事務局を県庁に設置し、県、仙台市、東北大学病院、仙台医療センター等が中心となって対応した。

※ 4 仙台市感染制御地域支援チーム

新型インフルエンザ等の感染症について、仙台市における感染拡大を制御するとともに、地域の医療機関等を支援することを目的として、仙台市が設置した組織。平時から感染症に関する情報収集・分析、市民等への情報提供等を行い、有事にはクラスター対策等も行う。
構成員は、感染症対策指定医療機関に所属する医師等。

対策項目ごとの主な取組み

① 実施体制

- 平時(準備期)から、国、県、研究機関、医療機関等、多様な主体との連携を図る
- 人材の確保・育成や、実践的な訓練等を通じて、感染症危機への対応能力を高める
- 有事(初動期及び対応期)には、**国・県の動きに合わせ、本市において、対策本部を速やかに設置する**

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|--|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">● 関係機関との連携強化● 訓練や研修等の実施● 業務継続計画等の作成、変更 | <ul style="list-style-type: none">● 国、県が特措法に基づく対策本部を設置した場合、市行動計画に基づく「市感染症危機対策本部」を設置● 緊急事態宣言の期間中は、特措法に基づく「市新型インフルエンザ等対策本部」を設置 | |

② 情報収集・分析

- 平時から、県や**仙台市感染制御地域支援チーム**と連携して、情報収集・分析及びリスク評価を実施する
- 迅速な情報収集・分析のため、**保健所における情報入力の自動化・省力化や情報の一元化・データベース化等のDXを推進する**
- 有事には、感染状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を判断・実施する

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none">● 平時からの情報収集、リスク評価● 国等が実施する訓練への参加● DXの推進 | <ul style="list-style-type: none">● 市民等への情報提供・共有● 感染状況やリスク評価に基づく、柔軟かつ機動的な感染症対策の見直し● 市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等の情報収集 | |

対策項目ごとの主な取組み

③ サーベイランス

- 平時から、感染症サーベイランスを実施し、複数の情報源から全国的な流行状況を把握する
- 感染症サーベイランスから得られた情報を、市民等へ情報提供・共有する
- 有事には、国が実施する感染症サーベイランスに加え、地域の感染動向等を踏まえ、必要に応じて、独自の感染症サーベイランスを実施する

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 平時の感染症サーベイランスの実施● 国が実施する研修への職員派遣● DXの推進 | <ul style="list-style-type: none">● 有事の感染症サーベイランスの開始● 亜型等の同定を行い、JHSへ報告● 市民等への情報提供・共有 | <ul style="list-style-type: none">● 発生状況等に応じた、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直し● 市民等への情報提供・共有 |

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時から、感染症に関する情報、基本的な感染対策等について、分かりやすい情報提供・共有を行う
- 有事には、一般的な相談窓口となるコールセンターを設置する
- **高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う**

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">● 感染症に関する情報提供、共有● 偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発 | <ul style="list-style-type: none">● 迅速かつ一体的な情報提供・共有● 双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施● 明らかになった病原体の性状等に応じた分かりやすい説明 | |

対策項目ごとの主な取組み

⑤ 水際対策

- 平時から、水際対策の実施に関する体制整備のため、検疫所、県、医療機関との連携体制の構築に努める
- 国が有症状者等を発見した場合には、県と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|--|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">● 関係機関との連携体制の構築● 国が実施する訓練への参加 | <ul style="list-style-type: none">● 健康監視の実施● 仙台市の体制を勘案して、必要に応じて、健康監視の代行を国へ要請 | |

⑥ まん延防止

- 平時から、基本的な感染対策の普及や、自身や家族等の感染が疑われる場合の対応について理解促進を図る
- 有事には、市民生活や市民経済活動への影響を考慮しながら、市民等に対し、基本的な感染対策に係る要請のほか、**患者への対応や、濃厚接触者への対応等を行う**
- 市内の感染状況や医療のひっ迫状況等を踏まえ、**県に対し、以下の要請を行う**
 - ・ 新型コロナ対応において実施した国・県・市の三者会議の有効性等も踏まえ、関係機関の間で緊密な連携体制を確保しながら、まん延防止対策を講じること
 - ・ まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施に関する国への要請について、適切に行うこと

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 市民に向けた、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 | <ul style="list-style-type: none">● 市内のまん延防止対策の準備● 業務継続計画に基づく対応の準備 | <ul style="list-style-type: none">● 市民等への基本的な感染対策に係る要請等● 患者や濃厚接触者への対応● 県が実施する事業者等への要請の協力● 県が権限を持つ対応への要請 |

対策項目ごとの主な取組み

⑦ ワクチン

- 平時から、国の接種体制の考え方等に基づき、仙台市医師会等の関係者と連携しながら、接種体制の検討を行う
- 有事には、予防接種に係る情報提供・共有を行いながら、構築した接種体制に基づき、ワクチンを接種する

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 接種体制の検討● 予防接種やワクチンの理解を深めるための啓発● DXの推進(予防接種事務のデジタル化) | <ul style="list-style-type: none">● 接種体制の構築 | <ul style="list-style-type: none">● 接種の実施● 最新の科学的知見等によるワクチンの安全性、副反応疑い報告で得られる情報、予防接種に係る情報等について、市民等への情報提供・共有 |

⑧ 医療

- 平時から、**宮城県感染症連携協議会等を活用**し、医療の提供等について関係機関と協議を行うほか、その結果を踏まえ、必要に応じて予防計画を変更する
- 有事には、有症状者等からの相談に対応する相談センターを設置し、感染症指定医療機関等の受診につなげる
- 県と連携して、**宮城県医療調整本部を設置**し、医療機関等との間での入院調整を円滑に行う

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|--|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">● 宮城県感染症連携協議会等を活用した医療提供体制等に係る協議● 協議結果を踏まえた予防計画の変更 | <ul style="list-style-type: none">● 相談センターの設置● 医療提供体制の確保及び宮城県医療調整本部の設置について、宮城県感染症連携協議会等への参画を通じた必要な連携を実施● 県、民間搬送事業者等と連携した、患者及び症状が回復した者の移動手段の確保 | |

対策項目ごとの主な取組み

⑨ 治療薬・治療法

- 新型インフルエンザ等の発生時に、必要に応じて医療機関へ配布できるよう、**抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する**
- 治療薬の流通管理や適正使用等について、国と連携し、医療機関や薬局に対する要請等を行う

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">● 大学等の研究機関への支援● 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 | <ul style="list-style-type: none">● 医療機関等への情報提供・共有● 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に係る要請、備蓄の配布● 治療薬の流通管理及び適正使用の要請等 | |

⑩ 検査

- 平時から、検査物資の備蓄及び確保を進めるとともに、**民間検査機関と検査措置協定を締結する**等、検査体制を整備する
- 有事には、衛生研究所等を中心とした検査体制から、**検査措置協定を締結した民間検査機関等を中心とした検査体制への移行**や、必要に応じた検査体制の拡充を行う

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">● 検査体制の整備● 訓練等による検査体制の構築 | <ul style="list-style-type: none">● 検査措置協定を締結した民間検査機関等を中心とした検査体制への移行、必要に応じた検査体制の拡充● 国が、感染症の特徴や病原体の性状等に基づき実施する、検査実施の方針決定や見直しへの協力● 国民生活・国民経済との両立を目的とする検査の利活用の検討 | |

対策項目ごとの主な取組み

⑪ 保健

- 平時から、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する(保健所職員、**全庁を挙げた職員応援体制**、他の市町村からの応援派遣、IHEAT要員、**民間人材派遣会社との連携協定による人材派遣**、**外部委託の活用**等)
- 保健所や衛生研究所以外の部局も対象とした研修・訓練を実施し、全庁的な感染症危機への対応能力の向上を図る
- **情報入力の自動化・省力化や情報の一元化・データベース化等の本市独自のDXを推進**するとともに、国が進める医療DXとの連携を図り、効率的に業務を遂行できる体制づくりに努める
- 有事には、JIHSから示される指針等に基づき、積極的疫学調査を行うほか、**仙台市感染制御地域支援チームと連携し**、クラスターへの対策等を実施する
- 感染症の特徴や病原体の性状等を勘案し、国から示される方針も踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す
- 自宅又は宿泊療養施設で療養する患者等に対し、必要に応じ、食料品の提供等の日常生活を営むために必要な支援、パルスオキシメーター等の物品の支給に努める

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症有事体制を構成する人員の確保 ● 研修・訓練等の実施 ● 多様な主体との連携体制の構築 ● 保健所及び衛生研究所等の体制整備 ● DXの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 有事体制への移行 ● 全庁を挙げた職員応援体制、他市町村からの応援派遣、IHEAT要員・人材派遣会社・外部委託等の活用の準備 ● 市民等への情報提供・共有 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全庁を挙げた職員応援体制、IHEAT要員・人材派遣会社・外部委託、他市町村からの応援派遣等の活用 ● 積極的疫学調査、クラスター対策の実施 ● 入院勧告・措置、入院調整、移送の実施 ● 自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援の実施 ● 市民等への情報提供・共有 |

対策項目ごとの主な取組み

⑫ 物資

- 平時から、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的にその状況等を確認し、有事には、必要な感染症対策物資等の確保に努める

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策物資等の備蓄 ● 定期的な状況確認 | <ul style="list-style-type: none"> ● 準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況等を把握するとともに、状況等に応じて、必要な感染症対策物資等の確保に努める | |

⑬ 市民生活・市民経済の安定の確保

- 平時には、新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う
- 有事には、まん延防止に関する措置等により生じ得る心身への影響を考慮した施策等（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる
- 生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる
- まん延防止に関する措置による影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置等を講ずる

| 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 情報共有体制の整備 ● 支援の実施に係る仕組みの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対する事業継続に向けた準備（テレワークや時差出勤等）の要請 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種支援の開始 ● 生活関連物資等の価格安定等に係る対応 ● 事業者に対する支援 |